

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 訓 令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(職員厚生課)
- ◇ 企業管理 規程 鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇ 公 告 鳥取県の職員の給与等の状況の公表(人事課)
理容師試験等の実施(衛生課)

訓 令

鳥取県訓令第一号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口

恒

夫

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表環境保全課の項の次に次のように加える。

課	職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	作業服(ズボン)	作業服(ズボン)	作業服(ズボン)
米子蚕業分室の職員	米子蚕業分室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	二	二	二	図一のうちの上衣のとおり
園芸	園芸職員	二	二	二	図一のうちの上衣のとおり
蚕	蚕職員	二	二	二	図一のうちの上衣のとおり
農	農職員	二	二	二	図一のうちの上衣のとおり

別表蚕業指導所の項を削る。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県管皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県管皆生温泉公園の管理に関する規程(昭和五十五年十月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

施設 利用 料金		プール利用 料金		普通利用		水泳教室		区 分	料 金 の 額
		大人	小人	大人	小人	大人	小人		
回数券十一枚につき	七千円	回数券十一枚につき	七千円	回数券十一枚につき	二千五百円	回数券十一枚につき	二千七百五十円	大人	回数券十一枚につき 三千五百円
回数券十一枚につき	五千円	回数券十一枚につき	五千円	回数券十一枚につき	二千五百円	回数券十一枚につき	二千七百五十円	小人	回数券十一枚につき 三千五百円
回数券十二枚につき	五千五百円	回数券十二枚につき	五千五百円	回数券十二枚につき	五千五百円	回数券十二枚につき	五千五百円	大人	回数券十二枚につき 五千五百円
回数券十二枚につき	二千七百五十円	回数券十二枚につき	二千七百五十円	回数券十二枚につき	二千七百五十円	回数券十二枚につき	二千七百五十円	小人	回数券十二枚につき 二千七百五十円

テニスコートの 利用料金(テニ スの場合に限 る。)	夜間照明をし ないとき	回数券十一枚につき	四千円
	夜間照明をす るとき	回数券十一枚につき	八千円
遊具利用料金(ボート、自転車、スケー ト・ボード、テニスラケット又はテニス シューズに限る。)	回数券十一枚につき	遊具の価格 等を勘案し て知事が別 に定める額	

様式第一号その一の備考の2を次のように改める。

2 「()」欄の表示は、料金の区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) 入園料金(個人利用の場合)……遊園施設(個人利用)
- 〃 (団体利用の場合)……遊園施設(団体利用)

- (2) プール利用料金(普通利用の場合)……プール(普通利用)
- 〃 (水泳教室の場合)……プール(水泳教室)

- (3) テニスコート利用料金……テニス

様式第二号その一の備考の1中「11枚」の次に「(水泳教室に係るプールの利用については、12枚)」や「番号」の次に「(水泳教室に係るプールの利用については、1から12までの番号)」を加え、同様1の備考の3を次のように改める。

3 「()」欄の表示は、料金の区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) 入園料金……遊園施設
- (2) プール利用料金(温水の普通利用の場合)……プール(温水)
- 〃 (冷水の普通利用の場合)……プール(冷水)
- 〃 (水泳教室の場合)……プール(水泳教室)
- (3) テニスコート利用料金(夜間照明をしない場合)……テニス
- 〃 (夜間照明をする場合)……テニス(夜間照明)

附 則

この企業管理規程は、昭和六十二年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

昭和62年3月31日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県の職員の給与等について

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (昭和61年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A) (全国平均)	(参考) 昭和59年 度の人件 費率
昭和60年度	618,957人	267,313,331千円	675,865千円	79,295,860千円	29.7% (37.5)	28.8%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当 たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 (B)	
昭和61年度	11,293人	36,537,313千円	6,697,970千円	15,379,780千円	58,615,063千円	5,190千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（昭和61年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小・中学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	254,349円	297,365円	40.2歳	243,948円	313,684円	36.3歳	268,936円	307,664円	39.6歳
国	231,339円		39.7歳	230,337円		38.2歳	268,679円		39.3歳

区 分	高 等 学 校 教 育 職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	307,808円	352,280円	43.5歳	260,046円	292,735円	43.2歳
国	278,244円		39.8歳	209,497円		47.3歳

4 職員の初任給の状況（昭和61年4月1日現在）

区 分		鳥 取 県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	初 任 給	採用2年経過日給料額
一 般 行 政 職	大学卒	113,200円	125,100円	113,200円	125,100円
	高校卒	95,500円	101,700円	95,500円	101,700円
警 察 職	大学卒	124,800円	144,500円	124,800円	137,300円
	高校卒	107,100円	120,300円	107,100円	120,300円
小 学 中 学 校 教 育 職	大学卒	125,900円	140,500円	125,900円	140,500円
	高校卒	101,100円	108,900円	101,100円	108,900円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	125,900円	140,500円	125,900円	140,500円
	高校卒	101,100円	108,900円	101,100円	108,900円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(昭和61年4月1日現在)

区 分		経験年数		
		10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大学卒	195,264円	247,325円	296,530円
	高校卒	159,888円	204,704円	247,927円
警 察 職	大学卒	208,084円	256,909円	312,300円
	高校卒	173,485円	221,212円	272,035円
小 学 ・ 中 校 教 育 職	大学卒	209,887円	258,500円	316,374円
	高校卒	—	—	—
高 学 校 教 育 職	大学卒	211,022円	263,834円	320,412円
	高校卒	171,704円	199,680円	232,113円
現 業 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	147,814円	192,163円	234,499円

6 一般行政職の級別職員数の状況(昭和61年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計	
標 準 的 な 職 務 内 容	主事、 技師	相当高 度の知 識を有 する主 事・技 師	高度の 知識を 有する 主事・ 技師	係長、 主任、 主任(主 事)、主 任(主事) ・主任(技 師)、特 定の知 識を有 する主 事・技 師	相当困 難係長 ・主任(主 事)・主 任(技師)	本庁の 課長補 佐、出 先機関 の課長 ・主任	本庁の 課長補 佐、出 先機関 の課長 ・主任	本庁の 課長補 佐、出 先機関 の課長 ・主任	本庁の 課長補 佐、出 先機関 の課長 ・主任	本庁の 課長補 佐、出 先機関 の課長 ・主任	本庁の 課長補 佐、出 先機関 の課長 ・主任		
職 員 数	211人	370人	409人	246人	22人	1,290人	190人	229人	33人	20人	9人	3,029人	
構 成 比	7.0%	12.2%	13.5%	8.1%	0.7%	42.6%	6.3%	7.5%	1.1%	0.7%	0.3%	100%	
参 考	1年前の 構成比	8.0%	15.6%	11.0%	6.4%	—	49.0%	—	8.8%	0.9%	—	0.3%	100%
	5年前の 構成比	8.0%	11.5%	12.7%	6.5%	—	52.0%	—	8.2%	0.8%	—	0.3%	100%

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種	一 般 行 政 職	警 察 職	小・中 学 校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現 業 職
昭和 60年度	職 員 数 (A)	11,624人	3,131人	1,078人	3,755人	1,614人	675人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員の数 (B)	2,513人	771人	248人	755人	312人	142人
	比 率 (B/A)	21.6%	24.6%	23.0%	20.1%	19.3%	21.0%
昭和 59年度	職 員 数 (A)	11,597人	3,124人	1,101人	3,729人	1,593人	673人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員の数 (B)	2,542人	730人	275人	795人	310人	145人
	比 率 (B/A)	21.9%	23.4%	25.0%	21.3%	19.5%	21.5%

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県			国				
期 末 手 当 勤 勉 手 当 (昭和60年度 支給割合)	期 末 手 当	6 月 期	1.4月分	0.5月分	期 末 手 当	6 月 期	1.4月分	0.5月分
	勤 勉 手 当	12月期	1.9月分	0.6月分	勤 勉 手 当	12月期	1.9月分	0.6月分
		3 月 期	0.5月分	一月分		3 月 期	0.5月分	一月分
		計	3.8月分	1.1月分		計	3.8月分	1.1月分
退 職 手 当 (支 給 率)		自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年		
		勤続20年	21.0月分	28.875月分		勤続20年	21.0月分	28.875月分
		勤続25年	33.75月分	44.55月分		勤続25年	33.75月分	44.55月分
		勤続35年	47.5月分	62.7月分		勤続35年	47.5月分	62.7月分
		最高限度額	60.0月分	62.7月分		最高限度額	60.0月分	62.7月分
	1人当たり 平均支給額	1,581千円	23,693千円					
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
	退職時 特別昇給	10年以上20年未満勤続	1号給	退職時 特別昇給	1号俸			
		20年以上勤続	2号給					

- (注) 1 期末・勤勉手当については、昭和61年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。
- 2 退職手当1人当たり平均支給額は、昭和60年度に退職した行政職に係る職員に支給された平均額である。

調整手当 (昭和61年4月1日現在)	支給対象地域		東京都特別区 ・大阪府	北九州市
	支給率		10%	6%
	支給対象職員数		22人	1人
	国の制度 (支給率)		10%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (昭和60年度決算)		324,389円	
特殊勤務手当 (昭和60年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		41.1%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		68,776円	
	手当の種類(手当数)		75	
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当		教育業務連絡指導手当、夜間看護手当、医療従事手当、病院業務手当、県税事務従事手当
多くの職員に支給されている手当		教育業務連絡指導手当、病院業務手当、夜間特殊業務手当、公立学校特殊業務手当、犯罪捜査手当		
時間外勤務手当	昭和60年度	支給総額		1,102,504千円
		職員1人当たり支給年額		95千円
	昭和59年度	支給総額		955,850千円
		職員1人当たり支給年額		82千円

(昭和61年4月1日現在)

区分	支給対象職員	支給額(月額)	国の制度との異同	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	14,000円	同じ
		配偶者以外の扶養親族のうち2人	4,500円	
		配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	9,500円	
		その他の者	1,000円	
住居手当	住宅を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高15,000円まで支給	同じ
		自宅居住者	新築・購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円	
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自転車等を使用して通勤する職員	交通機関等利用者	運賃等に応じ、最高24,000円まで支給	同じ
		自転車等使用者	通勤距離に応じ、2,000円~9,600円を支給	

9 特別職の報酬等の状況(昭和61年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当 (昭和60年度支給割合)	
知 事	1,000,000円	6 月 期	1.4月分
副 知 事	770,000円	12 月 期	1.9月分
出 納 長	650,000円	3 月 期	0.5月分
		計	3.8月分
議 長	740,000円	6 月 期	1.4月分
副 議 長	640,000円	12 月 期	1.9月分
議 員	590,000円	3 月 期	0.5月分
		計	3.8月分

(注) 期末手当については、昭和61年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。

理容師法(昭和22年法律第284号)第3条第3項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和62年3月31日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和62年5月18日(水) 午前10時から

場所 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和62年7月6日(月) 午前9時から

場所 鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

(1) 学科試験

厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した者

(2) 実地試験

昭和60年以降に学科試験に合格した者であつて、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した後1年以上(実日数280日以上)の実地習練を経たもの

3 受験手続

(1) 願書の提出期間

ア 学科試験

昭和62年4月6日(月)から同月20日(月)まで(郵送による場合は、昭和62年4月20日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

イ 実地試験

昭和62年6月8日(月)から同月22日(月)まで(郵送による場合は、昭和62年6月22日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地在管轄する保健所

イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 学科試験

(ア) 学科試験受験願書(所定の様式によること。)

(イ) 履歴書

(ウ) 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものである。)

イ 実地試験

(ア) 実地試験受験願書(所定の様式によること。)

(イ) 履歴書

(ウ) 学科試験の合格証書の写し若しくは合格証明書又は学科試験免除通知書の写し

(エ) 昭和61年4月1日以降に行われた学科試験に合格した者においては、所要の実施習練を終了したことを証する書類

(イ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものである。)

(ウ) アのウ)又はイのウ)若しくは(エ)に掲げる書類に記載されている氏名又は本籍を変更した場合にあつては、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

(4) 提出部数

提出書類は、正副二部とすること。

4 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料

ア 学科試験 4,000円

イ 実地試験 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けすること。

この場合、消印しないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

5 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験当日には、受験通知書に記載する器具等を試験場に持参するは

か、理容師試験の実地試験にあつては、モデル(調髪後2週間以上経過した角刈でない者とする。)を同伴し、美容師試験の実地試験にあつては、モデルウイック(毛髪は、純毛で、長さが前頭部、側頭部及び頭頂部でそれぞれ20センチメートル以上、後頭部で10センチメートル以上のものである。)を持参すること。

(3) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課(電話0857-26-7186)に照会すること。